

第1章：ポリテクカレッジ岡山一本化迄

第一節：短大一本化までの健康状況(1952～1987年末迄)
 第二節：専任詐欺被害の件

◎概略図：この章の位置づけ



この章の課題は、①病氣と岡短との因果関係の証明、②(専任確約被害賠償と病氣に関する岡短責任率判定の前提作業として) 専任確約被害の状態を記す。以下、ポリテクカレッジ岡山を岡短と略す。

第一節：短大一本化迄の健康状況(1952～87年末迄)

——病氣と岡短労働との因果関係の証明。{【巻末付録・資料—2】参照}

《◇—1：岡短勤務以前の健康状況》

1952年生まれ、1988年迄は健康というより頑強であった。

①精神面。

1990年以降に精神関連の病氣をしたため、ポイントを記す。精神病・躁鬱(そううつ)病などの精神に関する病氣は岡短一本化までは一切ない。また、両親・祖父など身内にもいない。依って、この種の遺伝体質はない。

②性格とストレスへの耐久度について。

私の性格は、一本気で単細胞型のあっさりした天真爛漫(てんしんらんまん)的な性格であり、通常の平均値以上にストレス耐久度はある。それらは、岡短辞職後ですら実証の域を超えて証明されてもいる。(新免議員報告文書など参照。また性格は高校時代の友人などが知っているはずである。)

【性格についての追記】

- 1) 俗に言うインテリタイプではなく、高校時代は格闘技に狂った硬派の性格。
- 2) 虐められたり、その逆になったり一番し難(にく)い性格。
- 3) 冗談大好き人間であり、恐らくクラスの中で高校時代は最も友達の数が多かった人間の一人であると自慢しても、大半の級友が異存を挟まないと思っている。
- 4) 性格は極めて優しい性格をしているが、反面豪快な所もあり、中学校時代は二メートル余りの崖から頭から川に飛び込み、水のすぐ下の岩に頭をぶつけ足先まで全身血だらけになっても、病院よりは先に、知人にその勇姿を見せることしか考えていなかったような面もあった。
- 5) 義理・人情に厚く、正義感と責任感は強い。
- 6) 怒りの感情は大嫌いである。ただし格闘技方面は勝ち気な性格をしているが、二つ上の姉を始め、甥や姪との言い争いも嫌いであり、避けるような穏和な牧歌的な性格もしている。こちらが頭を30度下げれば相手が60度下げ、するとこちらは90度下げようかと考え、またそうした人が好きであり、横柄な人間には嫌悪感と吐き気がするような面も持っている。

7) ストレスを伴う事項に遭遇した経験は、通常の人々の平均値を超えている。長年の苦学生生活、大学時代の自治会問題を巡り、鉄パイプ学生との乱闘も経験し、大怪我を覚悟しても耐え抜いている。(ただし終始一貫して非暴力主義の立場であり、三十年余り党派中立であり、今後もその予定である。)また、1976年の大学院浪人時の如く(後に長姉が死に、伯母が死ぬという大病を含む)周りが全員病気になる経験、早大大学院への進学は知り合いゼロ・親戚ゼロという状況下での自活のため孤独と金銭苦も経験している。その後の駿台講師時代には過激な競争、またこの学校で勤まればどこでも勤まると言う先生もいた学校での教壇でも、精神の病は経験していない。

よって、その私が第2章や第3章で述べる如く、精神的なストレスが原因で二十年以上の闘病生活を強いられ、1989年以来三度吐血五度入院し、最低でも月二回の定期通院を二十年余り、更に精神が麻痺し交通事故死の危険に六度遭遇したと聞けば、高校時代の級友はびっくりするであろう。よほど、凄惨なことが短大であったと思うであろうし、実際に岡短で起こったことは大変なことであった。

結論。ここでのポイントは、**ストレス耐久度が病的に欠如していないこと、遺伝的な精神疾患をしていないこと、を病気診断用の参考として記述しただけである。但し、ストレスに極度に弱い場合ですら、違法行為・不法行為が原因で大病した場合には過失相殺の原則は適用されず、賠償責任は全面的にあることは常識である。依って、単なる参考記述でしかない。**

②腕力。

腕力について記す理由は、1990年から93年にかけて腕力が突如喪失した不可思議状態を述べ、病気の深刻さと病気(病名)を特定する予備作業のためである。

1) 幼少から中学校時代まで。腕力は相当強い部類に入っていた。

2) 高校時代は柔道部に短期間とはいえ所属し、退部後も自主トレをしていた関係で腕力は極端に強い。

【参考一】飛躍的に腕力が強くなったのは高校1年時に短期とはいえ柔道部に入ってからである。腕立て伏せは高校時代前半には安養寺で20回×20回か30回×20回実施。また道場では50回×2回を実施。前者なら1日500回、後者なら1日700回実施となる。それ以外にも、家でのプラスαを実施してもいた。ただ勉強のために柔道部を退部したが、その後も自主トレとして家でかなりのトレーニングを実施しており、高校時代のみに関しては柔道部の有段者(現在では柔道の3~4段や空手と柔道の両方の有段者となっている友人)を含め誰と腕相撲しても、右腕では負けた記憶がない。ブリッジなどは極端に相当曲がる(現在でも鼻までつくが当時はそれ以上の)身体の柔軟さがあった。当時は相当重い人を上にのせて、両手を離してのブリッジも可能であった。

3) 大学時代以降も全国平均の人に比べれば腕力は相当に強い部類に入る。

【参考二】1965年末から1988年迄は、運動の休止期が途中であっても常時腕力が強く、腕相撲器のゲーム器で横綱に設定して腕相撲をしても負けた経験はない。この横綱に勝つ人間は滅多にいない。また1988年1月でも、エキスパンダなどは四本を連続20回×3回か連続10回×3~4回を毎日していた。五本は今一つであるが、過去にまぐれか何かで一度だけはひっぱったことがある。

4) 90年~93年→腕力が突如喪失。

【参考三】1990年から急に腕力が消失したことを明確にし、当時の病気分析上の土台を提供する。1992~93年前半頃に、中学生の甥と腕相撲をしても負けかけて腕相撲を中止し、気になってその直後エキスパンダを引っ張ると四本どころかも三本でも1回も引っ張れぬ状態になっていた。

尚、この甥に1999年8月11日に上記エキスパンダ四本を引っ張らしてみると一度も引っ張れぬというよりも微動だにできなかった。この甥は92~93年頃は中学生で、99年は一浪した後で大学一年生になっているにも拘わらず、である。勿論、私は気力回復後には突如再度引っ張れだし、2000年前半現在には1988年迄には回復していないが、一定回数連続で引っ張ることもできる。更に不思議なことには1993年10月の大吐血を契機に、1994年からの基礎運動等開始以前で筋肉を一切鍛えていないのに、急に腕力が復活しかけていた。運動再開以前の1996年10月にプールに行き、鏡を見ると1990~93年になくなっていた筋肉が復活しかけていた。

5) 1994年以降→腕力が奇跡的に回復(運動や腕立て伏せ類を開始する以前から)

【参考記述】二〇〇〇年一月(四七歳時)に行った体力測定値を記しておく{()内は九九年七月一七日実施}。

- ①身長一六九センチ、
- ②体重六〇~六三キロ、
- ③連続腕立て伏せ二〇〇回、
- ④腹筋連続五六回、
- ⑤上体そらし(+八〇センチ){母測定。男子二〇代平均+五〇~六五}、
- ⑥横飛び(八八回/三〇秒){男子二〇代平均が五一~六〇回}、
- ⑦目を閉じて手を横にしての片足たち六〇〇秒{飽きて途中で中断。男子二〇代平均四〇~九〇秒}、
- ⑧椅子立ち上がり一〇〇回/三〇秒{母測定。男子二〇代平均二八~三三回}、
- ⑨前屈+二八・五センチ{母調査。手を足より下に何センチでるか→男子二〇代平均+一〇~一七センチ}、
- ⑩三〇秒間の腹筋回数二三回{男子二〇代平均二一~二五回}、
- ⑪椅子に腰掛けて手をつかわずに片足で立ち上がる→通常の椅子でも、より低い炬燵の上からでも、右足のみでも左足のみでも、全く自然な状態で簡単に楽々と何度でも立ち上がれる{母の立会いの下で実験}。

※⑨~⑪は朝日新聞二〇〇〇年一月六日の項目参照。

巻末の附属資料編・資料－１に私の上半身裸の写真（99年8月末）を添付している。これを見れば理解頂けると思う（但し服を着ると着やせし急にインテリのひ弱な感じになってしまう）。

※（2016年6月29日追記。附属資料－１はPDF版ではプライバシー保護より、省略している。）

③内臓。

従来頑強であった。食べ物を戻した経験も幼少の頃に食べ過ぎによる一度程度でしかない。小学校高学年以降はゼロである。大学時代・大学院時代の二日酔いですら喉に手を突っ込んでも戻せぬくらいに胃は頑強であった。また酒は俗に強いと言われており、1987年夏までは年に数回程度大酒飲みもしているが、二日酔いも滅多にしない。乗り物酔いも当然皆無である。ただ小学校時代、少しお腹（なか）を壊しやすい程度であった。

十二指腸潰瘍に関しては、確か1982年頃から軽いその気を感じていた。原因は深夜の食事と酒である。勉強疲れの後、一人で朝の1時～2時頃、結構な量を食べながら酒を飲んだことが起因と推測している。こうしたことが続いてから、朝の空腹感が起こる。それから一定後に、今度は暴飲暴食をした数日後から深夜の痛みとなる。十二指腸潰瘍は1982年から1987年夏にかけて二年に一度程度起こったのではないかと思う。薬一発で痛みはなくなったと思っていたが、今考えると痛み止め薬（とんぶく薬）を処方されていたため不明である。なお、1987年夏、勉学のため三年の禁酒の誓いをたて実行し、同年9月以降は十二指腸潰瘍の痛みは皆無であった。当時の主治医は岡山県A町（現美作市）のA医院（A先生のお父さん）である

煙草は生まれてから今日迄完全禁煙主義者であり、18歳頃からコーヒー類も余程の付き合いでない限り、好みでないため飲まない。アルコールは1987年夏から三年間は完全禁酒。以降も岡短辞職し、村の付き合いで2002年頃から飲まざるを得なくなったが、それまでは事実上の禁酒状態であった。現在も年平均では一～二箇月に一度程度しか飲まない。1978年～1988年迄は運動は適度に行い、週数回プールへ通っていた。

《◇－２：自律神経失調症と心身症の発症・（場合によればPTSD発症）の時期》

第2章に記述の如く、1989年度に自律神経失調症を発症したと思われる。同年の極度のストレスについては第2章参照。それと並行して目の異常（目が急に見えづらくなり、眼鏡を新調するときに左目の調整ができず）、耳の異常（音が高音に聞こえる）、吐き気、倦怠感……の症状が起こる。なお、1996年にも体が熱くなったり寒くなったりし、白血球も12000を超え、自律神経失調症の疑いがあるとT病院（K先生）で言われてもいる。また岡短以前には、風邪知らずに近い私が季節の変わり目に風邪のような症状を起こすことも多くなった。病状に関する岡短責任は第2章の如く労基法違反などが絡んでいる以上明白である。

心身症は、1998年1月にA医院（A先生の診断）により明確になったが、岡短在籍時代との明確な因果関係があった。【参考－１】の如く、岡短辞職前の98年が△（＝早めに病院行きを検討する段階）95日～□（＝そこまでではない内臓不調）190日が、岡短辞職するや奇跡的に回復し、通常の人々の平均値に近づいた。特に完全に岡短との縁（98年3月末に岡短の視聴覚教室の掃除に行ったのが最後）が切れた一箇月後の98年5月は内臓の悪化日は0日であった。但し、同年6月から機構・旧労働省への救済依頼文書書き作業、同年8月に岡短副校長からの電話、同年9月以降岡短との闘争準備と岡短との二度の交渉のため、内臓は再度かなり悪化した。99年度も、「機構」や岡短との闘争文書書きのため、精神乱れと併行して内臓の悪化は起こっていた。それらが終了した2000年度からは【参考－１】の如く、内臓は回復の一途を辿っている。（例外は2010年度である。）

なお、95～97年度は、×（＝即病院行き該当日）も多く体調が悪化しすぎ、記録すら取れなかった。90～93年度は知能が機能せず、そうしたことをする気力も思いつきもしなかった（生きる屍の）時期である

内臓の状況と同時に【参考－２】の精神の状況も参照して頂きたい。マクロ的には【参考－３】に岡短一本化以前と一本化の状況について表にしている。更に【巻末の附録・資料－２】に、岡短時代を通じての健康状況を図表型推移表としてまとめている。これらを見れば岡短と病気の因果関係は明白である。

因みに、1989年以降は十二指腸潰瘍よりも、自律神経失調症などが主体で、十二指腸潰瘍はそれにより悪化されていると想像される。要するに、駿台時代は十二指腸潰瘍であるが、岡短時代は自律神経失調症及び心身症（A医師診断）が主因であり、病気の本質が異なる。

【参考－１】内臓不快感状況（「2010年A医院・新免議員健康報告文書」より一部抜粋）

	昔の健康時推測値	今回	備考
内臓不調 日数	△→0日／365日 □→0～3日程度	(09年)△→0日 :□含むと→3.5日+α 98年2月の27日中：	(08年)△0.5～□4日／365日) (07年)△1.5～□7.5日／365日) (06年)△1～□6.5／365日) (05年)△1～□10／365日)

	△→7日～□含み→14日} ⇒365日換算 →△95日～□190日	(04年△2～□11 / 365日) (03年△2～□16 / 365日) (02年△9～□39 / 365日) (00年△13～□39 / 365日)
--	---	---

※□○両併用記述は二つで□一つに換算。□△も二つで△一つに換算。

○は正常、×は即病院行きが必要状況、△は早めに病院行きを検討する段階、□はそこまでに至らぬ内臓不調

【参考—2】無用文書枚数各年統計：1980～88年も平均6程度か？

年	年(1月～12月)	年度(4月～翌3月)	
平年	6		昔の健康時の平均値
1990	0		気力無し
1991	0		気力無し
1992	0		気力無し
1993	0		気力無し
1994	6		
1995	65		労基法違反40万巡る激論
1996	833		学校と学生問題の板挟み他
1997	1175		課長他への怒り
1998	70	(98年度) 6	短大辞職
1999	615	(99年度) 98	短大交渉決裂より文書書き増加
2000	696	(00年度) 1390	ベネッセ労基法違反→憤り爆発
2001	654	(01年度) 590	ベネッセ労基法違反&原稿問題
2002	653		1/1～4/23迄=346
2003	174		貢ぎ・強制・赤字労働不安
2004	90		PC、TVへ向かっての口述に変化

① 90～93年は精神休眠期(激しい鬱病か?)

② 95～97年は精神疲弊期

③ 岡短辞職後一気に減少したが、98年末の岡短交渉を契機に再度増大。

④ 2004年以降は、無用文書書きが、独り言で喋る口頭型に移行したため統計を取る意味がなくなる。

◎【参考—3】病気に関する資料

	～駿台以前	駿台京都校	駿台大阪校	岡短一本			
		1983/岡短講師	短大一本化	病的無気力期	回復	精神疲弊期	
年代	1981年迄	1982-85/3	85/4-88/1	88/2-89末	90-93末	94年	95/3～98/2
写真上の全体症状	正常	正常	正常	正常→小痩せ	異常太り	通常	極痩せへ
腹痛(十二指腸潰瘍)	無し	超軽い症状←暴飲暴食	無し	無し	90-91;92→腹痛 無し;93→吐血	無し	無し
知力・記憶力減退	無し	無し	無し	無し	極度に有り	無し	一応無し
腕力減退	無し・腕力強い	無し・腕力強い	無し・腕力強い	無し・腕力強い	有り=消滅	無し	無し→腕力回復
病的文献読み不可能	無し	無し	無し	無し	極度に有り	無し	無し
頭の痺れ	無し	無し	無し	無し	無し	無し	有り
自己意思対立現象	無し	無し	無し	無し	無し	無し	有り
自己意思急変現象	無し	無し	無し	無し	無し	無し	有り
(車運転中)頭白紙化事故死などの危険	無し	無し	無し	無し	無し	無し	事故死危険六度
無意味文章書き抑制不可能現	無し	無し	無し	無し	無し	無し	異常の極致数千枚
(内臓)超不快感	無し	無し	無し→☆2	無し→☆2	無し	無し	極度に有り

(☆1)94年度は100日に二枚程度あるかどうかであり、これは生まれて以来記憶をたどれば平均値である。これらは、他にしたい事があっても時には日記をつけ、時間ロスしたとの思い程度の違和感でしかない。

(☆2)ただし、腹痛期でも吐血前とか入院直前は吐血をしたのであり、当然吐き気はある。

《◇—3：病気に関する結論》

(1) 私の分析した病名と発症時期

- ①十二指腸潰瘍（内視鏡で確定）。発症時期 1982～83 年頃（当時の主治医 A 医院のお父さんの方）。超悪化期は 89 年 11 月（H 医院）、93 年 10 月（T 医院）。悪化期 93 年 1 月（H 医院）。
 - ②自律神経失調症（医師診断）→ 1989 年度（岡山短大不法行為・単位認定権剥奪・授業破壊学生・労基法違反等のストレスが原因）が発症開始期と分析される。
 - ③心身症（98 年初頭医師診断）→発症時期は 1989 年度と思われる。再発・悪化は 95 年以降。これは確定と思われる。岡短時代に【参考—1】の如く内臓悪化（1995 年からの再発～98 年 1 月）が、岡短辞職するや奇跡的に回復した事から明白である。精神面も【参考—2】の如く、岡短・「機構」と交渉するまでは一気に回復傾向にあった。但し岡短と交渉後より再度悪化となっている。
 - ④鬱病か、PTSD か、鬱病と PTSD の両方（私の分析：2010 年 10 月にインターネットで調べ、下記参考—4 の検査項目の検査では PTSD の項目を満たしていた。発症時期は 1989 年度と推定される（本文第 2 章参照）。90 年～93 年度にかけてはホルモンの異常が起こっており、最後に添付している【巻末附録・資料—2】の写真からも明白である。想像では鬱病系統か PTSD によるホルモン異常と思われる。
- ◎分析提供資料→今回の文書の本文。主治医及び新発議員に毎年提出している健康報告文書（こちらは膨大な文書のため、同封はしていないが、両者にて確認可能である）。

（2）自律神経失調症発症原因（PTSD とすれば発症時期は少し遅れた時期か同一時期）

自律神経失調症発症原因は、1989 年度の単位認定権剥奪と授業破壊学生登場という職員と無法学生のタッグにより、良心と解雇との板挟みが原因と分析される。そして十二指腸潰瘍悪化と大吐血へと結びつき、更にまだストレス厳禁の時に岡短での年収半額所か十万円、場合によれば千円も可能という脅しで（生活面での危機に直面し）PTSD となったと推定される。特に 1987 年迄の駿台時代の労働条件が良すぎただけに、更にショックが大きかったと推定される。PTSD の本質は労基法 1 条（人たるに値する生活）への信じられない危機に直面した事（1989 年度後半から 90 年度前半）と思われる。流れは以下の通りである。

1) 1989 年に自律神経失調症を発症（PTSD も発症）と推定→ 2) 同年大吐血（十二指腸潰瘍）→（年収十万円、やり方次第では年収千円も可能脅し事件）→ 3) 1990 年初頭頃・重い鬱病類の精神疾患→ 92 年～93 年の労基法違反→（生活危機）→ 4) PTSD 再発と十二指腸潰瘍再発→ 5) 93 年大吐血と精神の回復（大吐血が電気ショック的役割を果たしたと想像）→ 6) 1994 年精神面回復→（95 年 3 月大労基法違反＝年収 90 万円弱契約が 40 万円に突如変更と理由抜きで通告される）→ 7) 1995 年自律神経失調症再発（賃金半額より PTSD 再発）→極度の精神疲弊→心身症と思われる。

そして、これらの症状が第 2 章～第 3 章で述べる、岡短の多数の労基法違反・不法行為と密接に関連しており、相関関係は明白である。尚、1990～93 年は食事量を減量しているにも拘わらず、体重が異常増加したのは、鬱病類か PTSD によるホルモン系統の異常の疑いが強い。

そしてその原因が岡短の過失どころか不法行為と労基法違反にあった事は 2 章～第 5 章に記述している通りである

（3）PTSD による賠償金のメリットとデメリット。

結論から言えば、本文の随所に記したように、自分の能力を生かせる仕事に就けば、私の労働力商品はもの凄く高く、賠償金などは比較にならぬ金額を自分で稼いでいる。本職の合間に記す原稿ですら、妨害・挑発がなければ、病気がなければ、質は現在とは比較にならぬレベルのものを作成できていた。「野麦の旅」などは 1989 年のアイデアとメモであり、天武天皇関連は駿台時代（1986～87 年）のメモとアイデアであり、『Dorothy と十人の出会い』は 1988 年のアイデアである。妨害がなければどのくらい作成できたか。研ぎ澄まされた文体・内容と前任未踏の書物・教材作成が可能となっていた。それでも精神疲弊の合間に苦闘しながら、他の追従を許さぬ教材を作成しているが、本来ならばあの比ではなかった。（1988 年の野麦の旅と他の文章を比べれば分かる。）

現在ではもう無理とはいえ、妨害がなければ、今ですら岡短関係の賠償額とは比較にならぬ桁の金額を自力で稼ぐ能力はあると推定される。依って、PTSD を実証して得る賠償金よりも、パッチテストと偽った挑発類から解放される方がメリットは大きいと、PTSD と偽証する動機はない。

因みに、私の本当の全能力は妨害と病気のため人には未だに見せていない。せいぜい二割程度しか見せていないが、それでも通常の教師類とはプレゼンテーションや教材作成・作品作成面では天と地の差があり、私の方がずば抜けて上である。妨害・病気の中で作成した作品 {第二節《◇4》(B)} を見るがよい。ただし、妨害がなく病気をしていなければ『旅に心を求めて——教材編』以上の作品は相当できていた。

◎結論、PTSD を偽証するメリットは私にはない。実証するデメリットはある。実証に当たって大量の作品を作る時間を奪われること、結婚・就職に不利となること等々。されど、社会的正義と大義に基づき、ケジメはケジメでつけなければならない。

【参考—4・PTSD の症状】 Build your own FREE website at Angelfire.com Share: del.icio.us |

(2010 年 10 月 15 日ダウンロード: <http://www.angelfire.com/in/ptsdinfo/about/pt2b.html> 所収)

……

PTSD の症状……

PTSD と判断するには、下記の 4 つの項目を充たしていることが前提となります。項目 1 がひとつ以上、項目 2 の心

的症狀が2つ以上、項目3の身体的症状が2つ以上、そして項目4が当てはまって初めて、PTSDと診断されます。

項目1-生命が脅かされる体験をした

- ①生命を脅かされるような出来事を、自分が経験した場合
- ②事故、災害、事件、大病、手術、戦争など、自分の生命が脅かされるような体験によるトラウマ（心の傷）がPTSDを引き起こします。実際に怪我をしなくても、「殺される、死ぬ、と恐怖すること」自体がトラウマ（心の傷）となって、PTSDになるのです。……
- ③生命を脅かされるような出来事が、自分の大切な人にふりかかった場合……
- ④生死にかかわるショッキングな場面を目撃した場合
- ⑤ひどい交通事故を目撃した、犯罪の現場に出くわした……

項目2-トラウマに関連する心的症状がある

- ①離人感
離人感とは、自分が自分でないような、自分がその場に居ないような気分の事です。PTSDでは、被害のショックで離人感が強くなります。
- ②失感情
上記の離人感と似ていますが、こちらは「感情が湧かない」という症状を指します。事件の後、事件がまるでテレビの中の空絵事のように思えたりして、かえって冷静になってしまったりするのです。
- ③フラッシュバック
事件の後、日常生活の中で、ふいに事件の情景が頭を走馬灯のように通り過ぎ、自分でも感情の收拾がつかなくなる症状のことを指します。トリガー（事件を思い出させる事や物）、がきっかけになる場合が多いのです。
- ④悪夢や睡眠障害
寝ている間に、脳がトラウマをいやそうとして、悪い夢を見たり、夢の中で叫んだり、寝汗をかいたりします。このような症状から、不眠などの睡眠障害がおこる場合もあります。
- ⑤対人恐怖や引きこもり
トラウマにより、人を信用できなくなったり、人が恐くなってしまったり、自信を失ってしまったりします。そのため、人と話すのがおっくうになったり、外に出るのが嫌になってしまったりします。このような症状がひどくなると、アゴラフォビアや対人恐怖、パニック障害になります。
- ⑥鬱、やる気の無さ、無関心
ショッキングな出来事を体験する事で、日常生活がどうしてもよく思え、やる気がなくなります。平和な日常がどうしてもよく思えたり、今まで好きだったテレビ番組やゲーム、趣味などにも関心が湧かなくなります。性的関心もなくなります。これがひどくなると、鬱病となります。

項目3-トラウマに関連する身体的症状がある

- ①パニック障害
理由も無いのに、突然、心臓がドキドキしたり、冷や汗がでたり、めまいが起きたり、吐き気がしたり、失神したり、発熱したりします。心配事がどンドン頭を占領して、にっちもさっちもいなくなる人もいます。
- ②怒りやイライラ感
訳も無くイライラしたり、八つ当たりがしたくなったり、怒りの感情がわくことを指します。どうしようもなくなって、ケンカをふっかけてしまったり、無謀な運転をしたり、危険な行為をしまったりする場合も、怒りの変形である場合が多いのです。
- ③過度の驚愕反応
大きな音がすると過剰に反応してしまったり、寝ている間にささいな音で飛び起きてしまったりすることを指します。
- ④集中力のなさ、刺激の追求
やる気がおきなかったり、ひとつのことに集中できなくなります。また反対に、刺激を求めて、ひとつの仕事が続けていけなくなったり、放浪したり、定住できなくなったり、性的に淫らになったり、ギャンブルやアルコール中毒になる場合もあります。

項目4-症状が持続している

- ①2と3の項目で述べられた症状が1箇月以上続く
- ②PTSDでは、上記の心的症状と身体的症状が、「原因となるトラウマのおこった日から数えて、1箇月以上続くこと」が前提です。
上記の項目があてはまる場合は、PTSDになっていると思われれます。
しかし、PTSDの症状を一言で説明する事はできません。その人の性格、事件の性質などによって、いろいろな症状がおこることがあるのです。……

●私の該当する項目は、項目1では①、項目2では④以外の四つ、項目3では③以外の三つ、項目4では全てに該当している。なお、PTSDとホルモン異常の関係は下記【参考—5】の如く因果関係があるという。因みに、巻末の附録資料—1の写真を見れば、私のホルモン異常の時期は分かるであろう。

【参考—5】ストレスによって人に生じる生理的変化には、交感神経の活性化（ノルアドレナリン系の活性化）、ストレスホルモンと呼ばれる副腎皮質ステロイドホルモンの分泌（視床下部—下垂体—副腎皮質系[HPA系]の活性化）

があります。PTSD では、ノルアドレナリン機能の亢進があるとの報告が多く、これは当然のことですが、HPA 系については、以外にもむしろ機能抑制の状態にあることがわかってきました。うつ病ではストレスホルモンの分泌が止まりにくいのにに対し、PTSD では逆に止まりやすい、という結果です。その原因として、脳内の海馬という部分にある、ステロイドホルモンの受容体の機能が亢進していることが関係しているのではないかと考えられています (6) ……。{2010 年 10 月 20 日ダウンロード：<http://square.umin.ac.jp/tadafumi/PTSD.html> 所収}

第二節：専任詐欺被害の件

《◇-1：岡短に招聘されたいきさつ》

1981 年に岡山県の私立真備高校で専門外の倫社の非常勤講師などを経た後で、1982 年から駿台予備学校（以下駿台と略す）で初めて自分の専門教科の政経講師として教壇にたった。駿台に潜り込むや、私の予期に反して急ピッチで活躍の場が開けていった。駿台初年度の 1982 年の終わりから評価は高まり、83 年度頃には——自分でいうのもおかしいが——超売れっ子となっていたし、更になりつつあった。岡山でも、福武（現ベネッセ）系列の進研予備校でも是非専任にという要請が何度もあり、また駿台でもかなり活躍し 84 年頃には駿台専任のチャンスもあり、（灘を目指す）岡山中学・高校でも専任要請があり、ベネッセでの就職も可能であったかもしれないが、私の方が見向きもしなかった（◇-4 参照）。31～33 歳頃には就職口は掃いて捨てるような状況に一変していた。

駿台の待遇は以下であった。住居はどこから通っても良い、新幹線はグリーン車、新幹線以外はタクシー、ホテルでの食事は学校持ち、夜はクラブ等への私への接待（講師の養成を兼ねた接待であろうが）も毎日に近くあった。賃金は、【参考-6】の如く、夏期・冬期講習は通常料金の 1.5 倍のため、87 年度などは手当も入れると、1 日 6 時間教えたら、1 日のみで約 10 万円になった。通常の授業でも、休日・祝日は言うに及ばず待機時間ですら半額支給、別に一時金（ボーナス該当）の支給、原稿料、打合せ料……であった。

駿台で活躍しだした関係で、1982 年度終わりからは仕事の整理に入っていた。岡山の予備校で政経と倫社を教えていたが、まず 1983 年度から倫社をやめることにした。また、当時英語の口もあったが断っていた。この田舎の予備校ですら、当時の時給は岡短の約二倍強であり、交通費は当然である。しかも断るときには、校長から説得されたり引き留められたりしたが、多忙のため断った。当然、岡短などに行く暇はある訳がない状態にあった。

岡短には知り合いの SM 先生を通じて、82 年に（83 年度からの）招聘の話があった。SM 先生（京大で博士号取得）とは、諸事情で、年は違いが言わば相棒的な形でおつき合いをしていた。はっきり言って岡短への招聘は私のためでなく、SM 先生が 83 年度から短期大学校に昇格する同校に教師探し等を手伝い恩を売って、（京大等から招聘する、この岡短の）学校長等の伝手を通じて、再度正式な教壇の専任として復帰するためからでたものである。また、岡短側も専任として、優秀なあるいは大学院修了の人材獲得に色気をだしていたようである。あるいは講師探しに奔走していたのかもしれない。

私にとっては当時は何のメリットもなく、仕事を整理していたときのため本来相手にする暇もなかった。しかし、以下の如く口説かれて社交見学と考え、話だけ聞きに行った。もっとも、SM 先生も嘘は言えない性格も一部あり、正直に次のように何度も念を押された。「絶対に（岡短は）良い口ではないぞ。これだけは先に言うておく」。これを三度以上かもっと念押しをされた。続いて「しかし専任になれる可能性があるのだから、話だけでも聞いてみてくれないか。将来、（君が）他の大手の大学に移る機会も、駿台は（東大に 1500 名前後通しているとはいえ）所詮は予備校であり、予備校よりは上だぞ」ということで口説かれ、この短大には話だけ聞きに行った。この時点では乗り気はなく、社会見学程度で行っただけである。

話を聞きに行く前の段階では法学と経済学担当ということであったが、当時の高等職業訓練専門学校校長（後の岡山職業訓練短期大学校初代副校長）と課長と私とで会談した（SM 先生が同席か否かは覚えていない）。その場で、「(前期) 法学を 100 分授業で週 1 回と (後期) 経済学で 100 分授業 1 回として、年間とおして 100 分授業一つ分 (2 教科で年間通して 1 齣分) とし、それに英語を各クラス分割で 100 分授業 5 齣とするので合計で 6 齣分を担当すれば、確か次年度 (1983 年度) から専任になれる (否、なってほしいと言われたか)。一般教科関係は専任二名となるはずで、一人は専門科目も持っている関係で一般教科 (数学) の MM 先生、あと一人あなたを予定している (あなたにお願いしたい)」と専任に確実に成れるという、詳しい根拠も聞いた。そこで、これらの教科を持つこととした。

ところが突然、1983 年度からの専任は難しい、もう数年先になるとの連絡があった。また、英語は 5 齣が 2 齣 (100 分授業 2 齣) と変わっていった。もし、短大の言うことを真に受け駿台等を退職していたならば、生活は大変な状態になっていた。後に駿台などで得た数年間での三千万円以上の収入を台無しにするという大被害を被っていた。連絡が遅ければ非常に危険な状態であった。

非常勤講師では、当時は行く訳がない。【参考-5】と【参考-6】に岡短・駿台・真備高等学校の労働条件の一覧表を掲載している。これを見れば、常識上からも、専任でなければ絶対に最初から教壇には立っていないし、最初から断っていることは明白である (状況証拠)。この表のみで専任確約の件の実証の必

要性はないくらいである。念のため、岡短の初年度の労働条件も記載しておこう。

「……初年度（八三年度）の時給が二二〇〇円くらいで交通費無し（片道百キロ以上のみ支払う）、ボーナス及び春・夏・冬休みや祝日の賃金は一切無しであった。交通費問題を考えてみよう。岡山県美作の私の実家から鳥取市までが約八四キロ（〇七年現在JR普通料金で往復三二四一円）、明石までが一〇八キロ、この短大までが正確には九九・八キロ（同三七八一円）である。この頃は、我が家から最寄りの駅まではバスがなく、タクシー利用となり往復で三千円余り別にいる。後に橋ができたため最近は一時間に一本のバスが利用可能となったが、法学の授業ならば一日一〇〇分のみであり、一日の収入は当時四四〇〇円である。学校への交通費は九九キロの人ならば、右記より推測してJRのみで往復約三八〇〇円、私の如くタクシー利用もあれば合計約六八〇〇円で一日二四〇〇円以上の赤字となる。更に昼食代とか、夏など飲み物を購入すると一日約四千円の赤字と考えた方が良い。おまけに岡短が不便な所にあり、当時は昼食などの食事に行くにも、食堂まで往復四キロあり、その交通費など雑費も別にいる。……」拙著『閉じた窓にも日は昇る』より引用。（専任でなければ行っていない状況証拠）

もともと、専任としても労働条件は悪かった。駿台などで専任になれば、印税や原稿料も入れば、うまくいけば総理大臣よりも年収は将来多くなる。通常でも、私の力からすれば大臣レベルにはなつて当たり前であった。では、何故、この大学の専任に引かかかったか。同じく、拙著『閉じた窓にも日は昇る』から引用する。

「当時、私が教壇に立ちかかった大学像を紹介しておく。一に学生及び事務員の義理人情、二に風光明媚、三に労働・研究条件である。偏差値類は元来気にしない……」、また、専任になつても安すぎる分は大学の教壇に立ちながら原稿を書いて印税などで稼げばよからうという漠然とした思いからである。教壇にたった後も、「空気もよいし、山も前後にあり登れるし、私に関しては管理職も含めて職員は低姿勢だし、学生も面白いのが玉にいるし、他の教師には逆らっても、私に逆らう学生は八三～八七年までは皆無であったし、そこで岡短の専任を第一候補とした。収入から元手を引けば赤字でも、それを駿台等のバイトで補いながら、学校の専任確約に対応して、この短大の専任を待つ方針を立てた次第である。」

ただし、専任前提であり、非常勤講師ならばこんな口は当時山ほどあった。非常勤講師ならば、最初の真備高等学校に戻ることも可能であるし、83年度学期途中から岡山中学・高校でも教壇にたてた。たまたまなかったのは、最初に記したように、逆に仕事を整理していたからである。辞めた真備高校の方が岡短よりも年間労働条件はよかった。進研予備校も、校長の引き留めを無視して倫社を辞めたが、岡短よりも労働条件はよかった。依って、専任確約でなければ、岡短には絶対に行っていない（状況証拠）

●岡短の専任確約を信じた理由について。

①岡短の前身・岡山高等職業訓練学校校長から、「専任になれるので、それを前提にきてくれ」と依頼されたからである。しかも、当時の課長も、その他の職員でも、それは前提事項として認知されていた。（私立高校などは人事権は校長がもっており、よって当然なれると思った。）

②（私を岡短へ招聘した）SM先生から、私の「専任確約事項の件はテープか文章にして岡短の金庫か何かに保存されているので心配しなくてもよい」ということを聞いていた。よって長引いたので御和算は当たり前ではなく、長引くという契約・確約のため長引いても当たり前と考えていた。

③常識面から検討しても、学校関係では会社などとは異なり十年程度長引くことはざらにあること。

④更に上記の③との大きな相違は以下の点にあった。

(1)私の場合には専任という確約事項があったこと。

(2)岡短は、通常の私立学校などと異なり、**労働省所管の学校**であり、設置・運営は労働省傘下の特殊法人・雇用促進事業団である。こうした学校で確約事項違反があるとは当時夢にも思わなかったこと。国家の中の単なる一つの省ではなく、労働契約を含む労働行政の元締め「労働省、所管の学校」である。

(3)設置権者の雇用促進事業団は労働省傘下であるばかりではなく、雇用保険の運用に当たっている団体である。保険業務に関係している団体が確約違反をするとは通常は思わないし、ましてや国の保険業務に関係している団体となれば、尚更確約違反をするとは当時は思いもしなかった。保険・金融業務は確約や契約事項違反は命取りとなる業務である。おまけに雇用促進事業団の理事や理事長には労働省からの天下りが多いことも周知の事項である。労働省の身内の団体である。

⑤決定的なことは、この岡短も含めポリテク・カレッジグループは名称一つ変更するにも、自由にはできず、当時は国会で正式な承認（若しくは関連法改正）を必要としていた学校である。この岡短も、国会を通さねば（関連法改正をせねば）大きな変更は一切できない学校であった。

◎岡短専任確約に関する実際の証拠→ 1) SM先生（先生を捜しやすいうように、拙著『恐るべき労基法違反』1999年版、2004年版には参考—14をつけて岡短・「機構」に送付している）、2)岡短初代副校長、3)岡短創設時の二人の課長、4)創設時の非常勤講師KM先生ほか何人かの非常勤講師、5)SM先生があると云っていたテープ。テープの内容が、私の言うことと違っていれば、部分録音か全録音かのチェックと、改竄（かいざん）されたかどうかのチェックを第三者に委ねる。

◎論理上の証拠は同上の通りである。

【参考—6】岡短と駿台の賃金上昇率比較（いずれも50分の単価）

岡短の1983年度50分単価2,200円、1996年度が約3,700円、14年間で1400円の上昇に対して、駿台では1982年から84年のわずか最初の2年間で時給は1500円上昇している。

●表-1	(A)駿台予備学校(50分)	(C)岡短(50分)	(C)岡短
1982年度	6,000円		1988年度 (辞令)2,800円
1983年度	7,000円	(推定)2,200円	1989年度 (辞令)3,000円
1984年度	7,500円	(辞令)2,300円	1990年度
1985年度	8,000円		1991年度 (辞令)3,100円
1986年度	8,500円	(辞令)2,700円	1992年度
1987年度	9,000円		1993年度 (辞令)3,500円

※(A)駿台は夏期・冬期期間中は上記の1.5倍の賃金である。別に手当、打合せ料、一時金など支給。

【★参考—7】駿台、真備高校非常勤講師、岡短の労働条件比較(いずれも50分の単価)

●表-2	(A)駿台予備学校	(B)真備高校	(C)ポリテクカレッジ岡山(岡短)
①専任への道	1)予備校では可能性は高い 2)附属の甲府高校では当面は無理。将来は不明。 [2次試験合格後から数日～数週間おいての責任者との会談]	1)無理 2)相当先でも厳しい。 左の合格後に校長との会談で校長より	1)次年度(1983年度)から専任で来てほしい。[1982年会談]→後に訂正あり次年度は無理 2)専任になれるというよりもそれを条件で。必ずなれるし、またするよう最大限に努力する
②担当教科	専門の政経	専門外の倫社	法学、経済学→後に上記のため英語も。最終的に英語のみとする。
③50分当たりの単価	1982年 6,000円 (9,000円) 1983年 7,000円 (10,500円) 1987年 9,000円 (13,500円) ()内は夏期・冬期講習	1981～1982年 1,600円 {但し④～⑥のため年収では同じ時間数では(C)の2倍程度=※注2}	約2200円 約2700円 同じ時間数なら年収合計では(B)の半額=※注2
④祝日・休日補償 私の都合での休み	上記の半額 同上	上記と同額 同上	無し=0円。 同上(パート労働法施行後も0円)
⑤その他の報酬	一時金(準ボーナス該当) 待ち時間補償→時給の半額 遠距離手当=1日3000円	正式なボーナス有り	一切何も無し
⑥交通費 (1)実家の場合 (2)岡山市の場合	両方可→共に新幹線などのグリーン車料金+タクシー代支給	両方可→⑦のため(1)実家からとして計算	(1)を厳密計算されたら 99,8円=0円も (1)100円あったそうで実費 2)0円→無支給
⑦遠方のため寝床を別に置いた場合の費用負担	支給→出張の交通費。出張手当(1日3500円)。別に京都、大阪校ともにホテルを手配し、ホテル代も支給	無し 岡山市の簡易寝床代は無支給代わりに上記	無し。 上記のため逆に交通費まで無しとなる
⑧試験作成	試験大問2題で約5万円、採点講評・チェック・打合せ料等含むと合計約10万円弱。即ち、大問4題=(B)(C)の通常試験1本分を5本で100万円くらい	無し(④⑤で置き換え) 年間5本作成	無し。年間4本作成(試験、再試)但し、試験作成料と相殺で試験日は何もしなくて良い→労基法違反で無賃金のサービス労働強要 ※1参照
⑨試験採点料	別途支給あり。但し原則しなくてよい(授業専念優先)	無し(同上)	無し。同上で置き換えも=違反だらけ(※1参照)
⑩その他	1)ホテル内での飲食は学校持ち、2)接待、3)南座歌舞伎のチケット2枚送付他、4)授業外でも質問日などあればホテル代他支給、5)その他	原則無し	一切なし
⑪雑務	一切無し→プリントも業者委託が原則	成績表記入、ノート点検他。右と同じで実際は雑務がかなりあり→④⑤で置換	成績表記入他。事実上生活指導の強要=何枚注意文章などを無料で作成させられたか。事実上雑務だらけ。全て無料
⑫万～1982～84年に他府県の教員採用試験受験を受ける場合	極めて勉学上有利(専門教科担当+高度内容+雑務無し)	専門外教科担当+その他で全くに近く受験勉強は難しい	専任前提故に岡短教壇にたっているため無関係。非常勤講師なら最初から行かない。

【備考】

※ 1 → 上記⑧の労働契約にも拘わらず、相当の年度に亘り、(特にY T課長時代)試験監督及び試験回収などを無料でさせられる。再試も同様。よって試験監督時間分と回収作業時間分他の賃金不払がある。なお、⑧、⑨の労働契約の変更は一切告げられていない。詳細は本文 2 章参照。

※ 2 → 週 1 日 200 分担当時の岡山職業訓練短期大学校と真備高校の年収比較。

前提＝簡易寝床岡山市高柳の場合(拠点は文献・資料がある実家美作市)。

(1)ポリテクカレッジ岡山で 1983 年度(1 日 200 分、月 4 回、50 分単価 2200 円、交通費無支給)は年度収入 334,400 円くらいと計算上はなる。実際は都合で休む日があるためもっと少ない。さらに岡山市からとして交通費を引くと 20 万円台(実家からとして交通費[一部区間タクシー代を含む]を引くと年度収入は 7 万円くらいである)……。但し、83 年度ではなく 83 年ならば年収は 20 万円台、交通費の実費を引くと 10 万円台(実家時は数万円)、さらに学校で昼食代・飲み物代を引くと実家から通勤時は赤字前後である。教材費を引くと完全大赤字である。

(2)これを真備高校で週 200 分授業担当で換算する。真備高校→ 50 分 1600 円× 1 日 4 時間× 月 4 回× 12 か月+ボーナス(1600 円× 4 時間× 月 4 日× 約 6 か月分)+交通費(実家からとして計算され)年間 10 万円程度支給＝合計約計 56,800 円。

(3)上記の(1)と(2)の比較。(2)÷(1)より 568,000 ÷ 334,400=1.63 倍であるが、私の都合の休みでも真備高校では金銭がでることや、ポリテクカレッジ岡山の 50 分=2200 円が 1983 年度に対して真備高校の 50 分=1600 円が 1981 年度であるという時間差を考慮すると約 2 倍と記述してよいであろう。これが労働省所管の短期大学校の労働条件の実態である。

だが共に生きていける額ではないことだけが共通している。当時の駿台予備学校の待遇と比較するが良い。

高校や大学などの学校機関は世の常識に反して、民主主義の場ではなく、正確には古代ギリシャや古代ローマ型民主主義の場でしかない。即ち、専任のみが人間であり、非常勤講師は霞を食べる存在という意識の定着である。そこから生み出されるものは、(2004 年時点でも問題が多いが)とりわけ 1960 年代までの米国での「白人は人間、黒人は人間にあらざ」等という意識の生産機能である。幾ら民主主義の授業を山ほど学校でしようとも。

但し、ポリテクカレッジ岡山は、そのひどい大学とも比較にならぬ問題を山ほど抱え、同時に労働法を含む幾つもの法違犯が蔓延していた一種の現代の怪物であった。

《◇-2：専任確約被害—1・当時の貢ぎ労働とただ働きの実態》

次に専任確約被害について記す。まず第一に岡短の教員探しの仕事である。駿台等で上記の待遇を受けているときに、こんな割の悪い所に行く暇はない。ましてや、非常勤講師では最初から行くはずがない。大手予備校の三日分くらいの賃金と岡短の年収が同じというバカバカしいような労働条件なのだから(実質では赤字であり、当初等は大赤字であった)。当然見向きもしない。だが、1983年度から専任にするので来てくれと言う。もっとも、1983年度からの専任は突然延期となった。しかし、岡短の超安い(元手を考えると貢ぎ)賃金では他の(金のなる木の)駿台等の仕事を辞める訳にはいかない。しかし、この短大で経済学・法学・英語を担当し、その上で駿台の政経や進研予備校の政経との掛け持ちは不可能である。福武書店(現ベネッセ)模試の監修もしている。そこで、思案し法学と経済学の教師を私の知人で固め、私は英語のみを持つこととした。他の知らぬ人が持つと専任が不可能となるからである。

その結果、私が岡短講師探しをせざるをえなくなった。しかし、この待遇(法学・経済学では先の半額のため年収は14万円以下であるが、教材費を引けば赤字確定)で友人に頼むのは罪を犯すか卑怯な気がして、良心の呵責に悩まされた。一応相談だけと思い、早大大学院時代後輩のH T君に法学・経済学の件を相談した。彼は既にK医療短大専任講師であるのみならず、彼の母がT短期大学を設置されており、またTデザイン専門学校も経営されており、彼自身全くこんな待遇の所に来るメリットがないが、「経営を学ぶ上で事業団系列の学校を知っていても良い」と意外にも引き受けてくれた。恐らくは私を助けようと思ったのであろう。ただ、彼とて人情だけでは長年いる訳がなく、一年担当した後で、私に迷惑がかからぬように早大大学院先輩であるA Sさんにバトンタッチをして去っていった。因みに、彼はかなり前より学校法人第一H T学園理事長となっている。要するに私の専任確約維持のための布陣であった。

こうして、1998年岡短辞職まで、私が専任になるときに備えて法学・経済学の講師は全て私の紹介か知人である。法学・経済学・英語を担当して専任の齎数を満たすと話がついていたのだから。英語も後にY T課長時代の契約違反被害時を除けば、私と私の知人で固めていた。英語授業をクラスごとに分割した場合には、当然こうした経緯からも英語の授業は私が全部持つのが筋であった。ましてや労働契約も結んでいたのだから。

《◇-3：専任確約被害—2・岡短用アパートなどの被害》

次が岡短用アパート問題による被害である。

先に記したように、話を聞きに行く前には法学と経済学担当ということであったが、当時の高等職業訓練専門学校校長（後の岡山職業訓練短期大学初代副校長）、B課長（名前は忘れたがIY課長ではない方の課長）と私とで会談した場では、翌1983年度から専任となって、上記以外に英語も担当してほしいと要望された。だが、しばらくして連絡があり、83年度からの専任は難しくなったが、必ず専任になれるし、そのための最大限の努力もするので、教壇に立ってほしいとの要請があった。その後、専任はもう数年待ってほしい、中曽根行政改革の関係で更に後暫く待ってくれなどで長居をすることになった。

当然、先に記した如く赤字労働であるが、専任確約が効いており、それを条件に赤字労働を引き受けた。ただ、心情的にははっきり言って、「まあ、仕方ない。専任になる迄、岡短に金をめぐんでやればならぬか」であった。ただ、私の思った以上に、金を岡短に吸い上げられると同時に、余分な仕事を無料でしなければならなくなった。

岡短に、実家から通うとなると、往復六時間も通勤に取られるため、岡短用アパートを借りる羽目となった。駿台のみならば、実家から高速バスでも行けるし、JRで姫路経由でも行ける。駅まではタクシーで往復である。駿台は実家からでも岡山市からでも交通費は（新幹線）グリーン車待遇であり、どこから通っても良いという条件で行った。

だが岡短の方で専任を餌に、不利な仕事の条件はすべて私に押し付けられたため、岡短用アパートを借りる羽目になった。1983年度頃の土曜日は、職員は隔週休みで、学生は毎週授業のため、専任は全員授業を嫌がり（不可能ではない、何故ならば私は1988～89年頃は変則出勤させられているため、専任が不可能ということはない）、私と私の相棒のSM氏が土曜の朝に固定された。朝8時45分授業開始である。そこで、（駿台など他の仕事をしている関係で）岡山県北・美作の実家から通えるはずがなく、岡山市庭瀬に本格的に私の所有する文献を置くアパートを借りる羽目となった。以下友人宛への手紙から引用する。

「……更にあのアパートは短大が専任を餌に土曜の午前1限（正式職員は隔週で土曜は休みのため土曜は授業せず、他の非常勤も嫌がりそこで専任を餌）に私を固定したため、やむを得ず短大用に借りたアパートです。（駿台〔特に大阪校など〕には庭瀬から行くより、待ち合わせ時間の関係で、実家から行った方が早く行けます。実家から駿台大阪校には高速バス経由で約2時間15分で行けます。庭瀬からは待ち合わせの関係で新幹線でも2時間30分40分かかります。しかし、実家から短大には自家用車外〔バス・電車利用〕では行きが3時間、帰りが4時間かかります。自家用車でもラッシュを考慮すると、もの凄いで実家から鳥取市や姫路市に行くのとは比較にならぬ時間がかかります。よって短大がなければアパートも不要で完全な貢ぎの上の貢ぎ労働です。更にその上に大型教材の作成費がいりますが、これをゼロとしても完全な貢ぎ労働、結婚詐欺と同様の専任という名による専任詐欺の被害にも過去あっています。その上で更に何度も明白な労基法違反で、1992年の労基法2条2項違反や1997年労基法24条の賃金未払などの100万円近い金を犯罪で不当に奪われてもいます。」（一部誤字脱字今回修正。労基法違反被害額は巻末の附録資料—5の如く200万円ともいえる。更に専任確約全被害額は巻末資料—5を参照。）

よって、この短大のためにアパートを借りた。勿論、大阪などにアパートを借りると、駿台は近くても短大は遠い。因みに、先の元家裁調査官のKM先生は、神戸から出講されていたが、新幹線自由席代も出ないとよくばやかれていた。交渉して片道だけは新幹線代も出るようになったと言われていたが、相当頭にいられていたようであった。そこでこの短大に簡単に通える範囲内でのアパート探しとなり、岡山市庭瀬のアパートとなった次第である。勿論、住居手当などでははずもない。まさに、寄生虫である。

【参考—8】1984年のスケジュールは、駿台京都で月～木が授業、金が質問日（駿台からの要請ではなく、生徒から私への要望が強かったため、生徒の意気を感じての自主的実施）で大抵が駿台におり、土曜の岡山県倉敷市玉島で朝8時45分からの短大授業では実家からでは不可能である。教材研究もできないし、疲れもひどい。当時は二号線バイパスも不十分で、ラッシュを避けようと思えば朝4時半に起きて実家を朝5時半に出ねばならない。これでは金曜に駿台から実家に夜8時頃帰れば、食事、風呂、教材研究で朝3時に寝るか若しくは完全徹夜となる。更に土曜がこうしてつぶれたら、日曜一日のみで駿台授業の予習は不可能でもある。駿台には上記の如く実家から通えるのであるが、岡短の関係で本格的なアパートを岡山市か倉敷市に借りざるを得なかった。特に高くついたのが外食代である。1984年～1988年まで4年間余り、岡短用アパートのため、家賃・電気・ガス・水道・電話等々と外食費等で約600万円と三重生活（県北実家、岡山市庭瀬、京都のホテル）による費用のため、専任という名の詐欺により相当な額を投資させられていた。

尚、1983年以前にも岡山市に高柳に小さな家（家賃は1万円強）は借りていたが、それは宿代わりであり、文献などは一切おけず、文献などは岡山県北の実家に全ておき、ここを拠点としていた。実際、1981年度に勤務した真備高校では、この住まいを私の居住地と見なさず、実家を居住地と認定し、交通費は実家からとされていた（私は岡山市高柳ときっちり申告したが、学校側からの申し出であった）。1984年から短大専任の関係で岡山市庭瀬に拠点を移す。

ちなみに文献・資料はこの数年間金欠で購入できないとはいえ、昔購入した物の関係で六段の本立てや本をおく小ボックスも含むと五十個前後あり、現在は実家の二階の八畳二部屋と六畳一部屋の計三部屋と倉庫一部屋でも収納で

きず、廊下その他を利用している。よってアパートをどこに借りたかの有無でなく、膨大な文献や資料や、何十種類もの用紙（OHP、フィルム、インクジェット専用紙、大模造紙、A5～A2迄のコピー用紙等々）、数台のパソコン、ワープロ、MOやスキャナー他のパソコン関連機器、（工作上必要なため）プリンターでも三台所有、（MD等の関係や、備付け用と持ち運び用の分離の必要性から）語学用オーディオ機器三台、英文字幕用ビデオデッキ、大型コピー器（学校にあるのと同じの大きさ）、写真原本をビデオに落とす器械、プロジェクター、簡易製本器等を置く場所が拠点となる。そして、1983年迄借りていた仮の岡山市高柳の小アパートを引き払い、（岡短の様子を一年見た上で）岡短用に、文献を置く本格的なアパートを1984年岡山市庭瀬に新たに借りた。

こうして、岡短と駿台と併行で教壇に立っていたときの、岡短の専任確約とバーターで費やした余分な金額は、既述の通りである。（巻末の附属資料—5参照。）

《◇—4：専任確約被害—3・棒に振った仕事一覧》

岡短専任確約のため棒に振った仕事は (A) 具体的職場 と (B) 原稿収入 からなる。

(A) 1983年末より、短大専任確約が原因で断った仕事は以下の通りである。

- ① 1984年岡山中学・高校専任の口を棒に振る。1984年4月から仮免許で国語専任となり、次年度から専門の社会科へ移行という条件で、1984年4月から同校に来てほしい、と桐山公雄校長から言われる（1983年度）。岡短副校長との会談後、1984年度専任は断る。ところが1984年夏ころ、桐山公雄岡山中学校長が辞職したため、85年以降はその話は没となる。
- ② 同じく1983年度に、1984年度からの駿台専任への道である助専任の機会を放棄する。岡短副校長との会談後、駿台のFK係長の助言を無視し、駿台助専任の話は私の方から切り出しは止めたからである。
- ③ 1984年頃福武書店（現ベネッセ）系列の予備校での専任。進研予備校で英語などもって専任という話もあったが無視した。
- ④ 1992年河合塾で非常勤講師。万一、本来の私の力量ならば、トップとなり専任になっていたと推測される。根拠は岡山の予備校で同僚であったUM講師が倫社から世界史にコンバートし河合塾で専任となり、膨大な書物を出していること等々。
→直接的にはYT課長の労基法違反により、間接的には労基法違反に起因する病気でも不可能となる。
- ⑤ 1992年能開塾、1993年津山近くの塾なども、岡短の労基法で専任になれる可能性を捨てる。
勿論、病気でなければ、この間に岡山の高校などで専任になる可能性もあったと推測される。
- ⑥ 1998年MS学院高校から、英語で専任（当面仮免）という話で招聘された。1998年2月頃岡山進研学院のTM君経由で、次にMS学院のFM先生から、1998年1月下旬から3月の間に我が家へ電話があった。→岡短起因としか思えぬ病気のため、断る。
- ⑦ 執筆業。駿台時代の1987年に、私の人生設計として、教壇に立ちながらも大型収入は出版などの印税で稼ぐ計画を立てていた。だが、司令塔の脳を岡短により長期壊され、本来得られていた印税などが得られなくなった。下記(B)に記載。
- ⑧ その他。⑦などを行って行けば、他の大学・研究所などに専任講師として就職する機会もあったと推測される。それらも岡短起因の病気により不可能とされた。また、福武（現ベネッセ）専任も、同企業の創始者と直に交渉すれば可能であったかもしれないが、これらは全て岡短専任にかけて放棄した。

【参考—9】進研予備校のオーナーは福武書店（現・ベネッセ）である。現在、駿台とベネッセは共同で模試を実施しており一定繋がりがあがる。なお、この駿台ベネッセ共催模試の仲人は、実は、私である。現在の駿台職員も当時の駿台大阪校等職員も、未だに知らないであろうが。私は駿台で教壇に立ちながら、進研模試監修もしていたため、駿台東京校か駿台文庫の職員が、私を接待に誘い、いろいろ進研模試・福武書店について聞かれたことが何度もある。因みに、福武書店（現・株式会社ベネッセコーポレーション）・福武哲彦前社長は岡山師範を昭和一〇年三月卒業であり、私の父は同師範を昭和九年三月に卒業しており、社長の一年先輩である。当時は一学年約五〇名のため、また寮中心であったため、まず顔見知りであったと思われる。私も、九四年まで知らなかった。父が亡くなった後で父の遺品を整理して初めて知った。しかし、ベネッセが運営していた進研予備校でも、当時相当活躍していたため、福武氏には何度かスナックなどに誘われたり、進研予備校校長から何度も当時の福武社長に「浜田先生にはお世話になっています」と宴会などで言われたりもしていた。因みに（二〇一〇年八月）現在のベネッセ社長は私の高校時代の同級生・福島保君でもある。

それ以外でも病気でなければ、多数の口があったと推測される。何故ならば大学時代の同期生（知人も含む）では小池百合子氏が二〇一〇年十月現在自民党総務会長となっていたり、何人もの（関学・早大）同期生が大企業の社長となっていたり、などからの推測である。しかも、私本来の能力は彼ら・彼女らと同等以上であったとしか、客観的には思えないからでもある。

(B) 本来作成していた原稿阻止の事例（赤字＝事実上作成、青字＝ほぼ完成、緑字＝作品以外書類）

1988～89年 膨大な文献のデータベース化作業や原稿のメモ・下書きの整理及び英語の基本マスター作業。しかし、第2章で記すように、岡短職員・生徒が乱れ、相当足を引っ張られる。

1989～93年

1988年(35歳頃)から1993年(40歳頃)は、一番頭が働く時期であるが、岡短の労基法違反・不法行為に由来する病気で完全阻止され、構想すら立てられず。

1994年以降

(A) 政治・経済学部門

- ①『政経の世界』→一応作成も更新・修正できず。
- ②『英文政経』→未完

(B) 純粋英語関連部門

- ③英会話教材『Dorothyと10人の出会い』→作成・岡短学生に還元
- ④英会話教材『浜田脚本・Dumbo』→同上
- ⑤英会話教材『浜田脚本・母を訪ねて三千里』→着手不可能
- ⑥英文法教材『世界の心ー世界民話の旅』→着手不可能
- ⑦英語入門教材『英語の道しるべ』→大半未完
- ⑧視聴覚教材英語発音→「英語発音の手引」→未完
- ⑨視聴覚教材(hearing 入門・映画とドキュメント・美しき世界)→三分冊予定の一部分作成・岡短学生に還元

(C) 作品(英語・日本語問わず)

- ⑩『生命の畏敬』→約五分冊からなる大作予定も大半未完
- ⑪『求め続けて』→第I部から第III部まで作成。岡短学生に還元。第I部人間(人間の内的条件)、第II部人間(人間の外的条件)、第III部心、第IV部美しき世界……、であるが、第IV部以降は完全未完。
- ⑫『旅に心を求めて』→一部未完・岡短学生に還元
- ⑬『世界の心を築いた人達(英文)』→着手不可能
- ⑭『日本の歴史(英語・日本語対応版)』→準備は一部するも未完

1998年以降

(A) 政治・経済学部門

- ⑮「現代日本の町内会と自治会」→未完
- ⑯「現代日本の政治過程における部落解放運動」→一部作成も未完
- ⑰「現代日本の立法過程における議会の役割」→修士論文当時の誤字脱字類修正は終了も、諸事情で未完に終わった下書き追加作業や重要事項追加作業は未完となる。当時の構想で未完部分に、2010年頃の名古屋市議会改革(命令委任型議員と国民代表型議員の組合せからなる新型議会)に似た原稿があった→2002年頃新免議員にその骨格を送付したため嘘ではない。
- ⑱「現代を斬る」毎年作成予定(12冊分)も12年間分全て未完(ごく一部はメモしている)
- ⑲『親方日の丸』→完成
- ⑳『求め続けて・2007年改訂版(生涯教育版)』→⑫への英訳・独訳追記及び修正版。

(B) 純粋英語関連部門

- ㉑「英文法統一」→下書きは完成

(C) 作品(英語・日本語問わず)

- ㉒『閉じた窓にも日は昇る』→一応完成
- ㉓『旅に心を求めて・教材編』→第16章以外は一応完成
- ㉔『旅に心を求めて・不条理編』→2011年初頭完成予定(2010年4月に小学館に草稿段階を送付)
- ㉕『旅に心を求めて・草の根の美を求めて』→未完(構想及びメモ・下書き該当は相当あり)
- ㉖『旅に心を求めて・懐かしき心を求めて』→未完(構想及びメモは相当あり)
- ㉗『旅に心を求めて・仏像を訪ねて編』→未完
- ㉘『日本のもう一人のフィクサー「ME(私)」』(構想及び、ごく一部メモあり)
- ㉙『フォットエッセイ集・ふるさと』→大半完成も清書できず。
- ㉚『フォットエッセイ集・小さな地藏達』→一部のみ着手。
- ㉛『フォットエッセイ集・木漏れ日人生』→一部のみ着手。
- ㉜『フォットエッセイ集・日本の美と心』→ごく一部着手。
- ㉝『楽園』→バリアフリーを中心に記述予定→ごく一部着手。
- ㉞『我が半生の記』→ごく一部着手。

(D) 「機構」との決着文書類 { 公刊し売る文書ではなく作品には入っていない }

- 1)『恐るべき労基法違反』→1999～2000年小淵総理等に送付。
- 2)『教育聖域論への疑問』→同上。
- 3)『恐るべき労基法違反・2004年版』(400字詰め原稿用紙換算2500枚相当)→小泉首相等に送付。
- 4)『教育聖域論への疑問・2004年版』(400字詰め原稿用紙換算180枚相当)→同上。
- 5)『労働省所管ポリテクカレッジ岡山中で受けた被害の救済依頼』→今回の文書。
- 6)『新免議員・主治医宛健康報告文書』→義務と考えて毎年作成し送付。

(E) 大学受験などのサブテキスト・参考書及び一般向けのマニュアル本等。

作品は、⑬が現在迄に毎年作成(95年以降15冊作成予定)であり、⑨⑩などが数分冊からなる関係で、

(D) 以外でも 34 作品約 54 冊以上作成予定であった。(もし、生きる屍の時期がなければ 70 冊分以上のアイデアが浮かんでいたであろう。)しかし、岡短不法行為と労基法違反に起因する 89～93 年は意識の後退で、94～97 年は精神疲弊で、98 年以降は印税の入らぬ(D)に足を引っ張られたり、岡短病気のパッチテストと見せかけられた策動で阻止された。

作品の質は、大学公募、出版社への送付、恩師や知人にも幾つか送付しているため見れば分かるが、客観的には相当高いものが多い。なお、妨害がなかったり、一番脳が活発化する 30 代後半からの病気がなければ、これらを作成し世に問うていた。1988 年から今まで妨害がなければ、既に出版しており、かなりの印税が入っていたと推定される。但し、岡短テキストは、岡短学生及び事務員の要望から開始したものである(第 5 章第三節参照。)そうでなければ、岡短自体をテーマとした章は作成せず、普遍的としてより売れる形で仕上げていた。

【2016 年 7 月 7 日追記】2016 年 7 月現在、電子書籍で発売中の書籍は以下の HP を参照。
<http://h-takamasa.com/custom9.html>

《◇-5: 専任確約被害-4・その他》

①嫌な仕事はほとんど私に割り当てられたこと。出勤日は週一回出勤で今週月曜、次週土曜、次はまた月曜、その次は土曜……と。1989年度は今週土曜、次は木曜、その次は土曜……など、誰でも嫌がる日程はすべて私の担当となった。

②サービス労働の温床。

③労基法違反・不法行為への抗議がしにくくなる。

④詐欺型手口で岡短使用率百パーセントの器財を自己負担と事実上させられる。

ビデオ没収被害、後の授業使用用マグネット等消耗品購入代金の押し付け、短大使用の英文文字字幕を出す器機購入代金押し付け、……である。その他膨大な貢ぎ労働を強いられる。【参考-10】の如く、私の生活費・教材の元手は岡短ではなく、両親・親戚関係であり、その金が岡短に貢がれている。第 2 章で述べるビデオ教材などの如く、私の私財が岡短の図書館に事実上強制で取られてもいる。なお、【参考-11】の如く私の貯金が 95 年初頭(父死亡による渡された金を含み)200 万円あったのが、97 年に 3 万円になるや、第 3 章の如く岡短から私を放逐する動きが出てきた。

後に《◇-6》で記す計画的詐欺が事実ならば、(最低でも結果として)旧労働省が絡んだ、強制・監禁・貢ぎ労働という国家を揺るがす大犯罪となる。

【参考-10】私の収支から見る貢ぎ労働の実態(搾取労働の実態)

1988-98 年までの経済概況メモ(「98 年指針」より抜粋): 1997 年 1 月頃記述

①短大からの支払い	10 年で約 550 万円(短大の収入が増えた 89-98 年であり、83 年頃は年 20 万程度である)
②父母から現金での支払い	10 年で約 800 万円
③父母からの現物支給	10 年で約 1000 万円前後(食費、家賃、電気水道代等)
④姉からの現金・現物支給	10 年で約 200 万円弱
⑤学院・河合塾等の収入	10 年で約 630 万円強
⑥駿河台退職時の貯金	50 万円か 100 万円かもう少しあったか忘れる
⑦病気時の保険給付利益	60 万くらいか?
⑧隠れ借金	10 年で約 4000 万円以上と推定 (本来の投資額や最低蓄えておかねばならぬ貯金額を入れると 5000 万円であろう)

一般の友人達の 10 年分収入(35-45 歳)合計平均値が 7000 万円から 1 億数千万円であり、これを考えると上記⑧の隠れ借金も理論的に正しいとなる。覚書程度に上記の内訳を記しておく

なお、専任確約で拘束された岡短からの収入は、1987 年以前よりは増えたが、十年間で 550 万円である。しかし、授業の元手及び授業用資料集め費用類を引くと赤字である。しかも、教材は短大からの依頼で、短大 CM 用に作成したが、原稿料すら要求しても支払われていない。おまけに、貢ぎは不可能と 97 年に通帳(【参考-11】参照)と予算表より分析された。その年度に異常としか考えられぬ MK 課長の解雇脅し発言とか体当たり学生(まず、岡短生の名を語った外部の人間)が登場し、辞職を余儀なくされた。余りに上手くできた話である。その他の状況証拠からは詐欺としか分析できない。後に詳細に記す。

【参考—1 1】私の貯金額の推移

95/2/21 貯蓄額	2,043,000
96/2/27 貯蓄額	1,115,400
97/3/17 貯金額	約 30,000

⑤第2～第3章で述べる労基法違反・契約違反があっても、専任という約束を信じ辞職を阻止されたこと。

⑥専任確約のため、大病で入院中でも、病院を騙し、病院を抜け出し授業をせざるをえない状況にも陥れられた。永久に非常勤講師と言われていたならば、あんな安価な賃金で病院を抜け出すことはない。その前に最初に記した如く、この短大には最初から出講していない。

⑦駿台等で多忙となっても、この短大を辞職できず、他の職場の仕事に支障を来した。非常勤講師ならば、駿台超多忙時に百パーセント辞めている。但し、最初から岡短には行ってないか、もし義理があり義理でいっても翌年度には辞めている。

【参考—1 2】「……八六年に駿台大阪校に異動する羽目となった。同時に、日本史も兼ねることになり、多忙の限界を超えて来る。駿台大阪校で政経と日本史を週四日、岡山市の予備校でも政経と日本史を週二日、倉敷市玉島の岡短で英語を週一日担当し、それに何本もの駿台模試作成、進研模試のチェック、短大の（前期・後期・再試・追試）試験問題作成・採点などである。こうして毎週、実家・美作、岡山市、倉敷市玉島、大阪と飛び回り、……駿台で超多忙となったときに、この短大がなければどのくらい楽かと何度も思ったが専任確約が効いていた。……」（拙著『閉じた窓にも日は昇る』より抜粋）。

⑧私が作成した作品（教材）の相当部分で岡短関係を主人公としたこと。『旅に心を求めて——教材編』の内二つの章と後書きなどの一部、『求め続けて』の中に随所に亘って、特に第三編の四つの章等である。岡短で専任になると信じていたため、岡短 CM に該当する章をつくったのであり、そのため岡短以外の職場や一般向けに本として出版する場合には大きく手直しをしなければならぬ羽目となる。岡短 CM 用に作成した章に費やした金額も大きい。（勿論、岡短からは一円も出ていないが、岡短関係の所では、イラスト地図を作製していると、岡短の入口に岡短のイラストがあったというおまけ付きである。）

《◇—6：詐欺疑惑の調査依頼》

こうして、岡短専任は嘘となっており、結婚詐欺と同一構造となっている。要するに、結婚詐欺同様な手口で、他の仕事（駿台）などに勤務しているときは「必ず専任になれる」とか「この短期大学グループは一般教養で専任二人となるため、一人が専門も兼任している数学のMY先生で後一人があなたとなる」、さらには具体的な専任賃金表や採用試験問題他の条件も聞き、「まず絶対に専任になれるし、そのための最大限の努力をする（＝明白な確約事項）」（岡短初代副校長他）ということ言う。なお、岡山中学などで専任の口があったときも事実上は同様である。もし、他の就職口があったときに、「専任にはまずなれないとか、極めて難しい」と言われていれば100%岡短を辞職し、岡山中学・高校か駿台で専任となっていた。

真備高校でも駿台採用試験に合格したときに、当時の学校長に真備高校で専任になれるかどうかを直に聞いていた。金谷達夫校長は「真備で専任は絶対とは言えないが、将来少子化時代が予想されており、相当厳しいとしか言えない。まず難しいと考えた方がよい」であった。そこで、真備高校の一部の教師が、私が真備高校を去るときに——真備高校におらせたかったのか——機嫌が悪かったが、岡短よりも既述の如く実質年収が上の真備高校でも無視して辞職している。（一部の教師の中には、後に校長となるKH先生もおられた気がする。KH先生は私と金谷校長との会談内容も、駿台甲府高校採用試験に合格したが予備校に回された経緯も知らなかったのであろう。本来は私とは仲の良い先生であった）。依って、真備高校校長レベルの発言でも専任は難しいと判断し、真備高校を辞職した次第である。おまけに、当時の真備高校の理事には、私を非常にかわいがってくれていた小野作次郎先生（進研予備校名誉校長、岡山県最年少で県立高校校長になったという記録を持つ人物）がいたのにも拘わらず、専任確定的な言動がないため、真備高校は去った。双方友好的な教師が山ほどいた真備高校ですら。

この期間は先に述べた如く、岡短用アパート、電気・水道・電話・ガス代金、ガソリン代金等々のみか、岡短用教材採りに東京・大阪・岡山等々で600万円余りの貢ぎをした。

駿台を辞職し事実上岡短一本化し、私が大病続きで他の職場で使い物にならなくなると、今度は言うことが違って来る。岡短で専任は少し難しくなったかもしれないと初めて臭わされた（YT課長）。だが、実際は玉虫色の回答であり、正確には返答は拒否されたのが事実である。私は当時、任命権が実質的にあると考えていた学校長との会談をYT課長に要求したが、「それは困る」で拒否された。真備高校では、学校長に会いたいと言えば、上記の如く校長が自らできて丁寧な解説してくれた。私を引き留めたかったかもしれないが、私の将来があり、引き留めはしなかった。それが誠意というよりも、学校管理者・最高

責任者の義務である。だが、岡短では専任に関する権限を持つ人物との会談は拒否された。なお、三年置きに交代する課長に非常勤講師を専任にする権限がある訳がなく、Y T課長の個人的な感想を聞いても意味がない。子供の使いではない。専任にする権限を持つ人の回答を要求したのである。依って私の方は、課長「一個人の見解として言えば」という前置き)の発言からでは専任の件の判断は不可能であった上に、当時の鬱病的症状では他では使い物にならず、岡短を辞めることが不可能な時期でもあった。おまけに、この後Y T課長の労基法違反が何度かあり、これ以降は権限を持つ人への問合せ依頼をY T課長経由ではできなくされた。

この期間は、岡短で使用の英字幕を出す機器などの自腹購入を余儀なくされてもいた。(第2章第二節◇2等参照。)更に、鬱病的状況が突如消え失せた93年末以降は岡短(CM)用教材を猛烈な勢いで作成作業し、岡短で使用の機器(写真をビデオに落とす器財)等の自腹購入、授業使用の消耗品(黒板にはるマグネット等々)の自腹購入と膨大な貢ぎを強いられる。89年末頃のビデオ没収事件以降、授業使用ビデオはもとより、消耗品費用類も全て私の自腹(親からの金)などに、専任確約の下で強いられた。第2章や第3章で述べる巧妙な方法で。

私が年齢を重ね、専任年齢制限48歳くらい(確かそのように専任の件の話のときに聞いた覚えがある)に近づいてくるや、「専任、そんなものなれるわけない」とコロット変わる(1997年5月MK課長発言)。しかも、この頃は岡短が四年制へ移行する直前であり、もし四年制へ移行し教員再編制時に、私を専任にしなければ詐欺が確定するときでもあった。おまけに、この頃は50分3700円に賃金が上昇しており、しかも100キロ未満の人でも交通費が支給されている人もでており、不況で教師志願者は余ってもおり、私の利用価値は減っていたこともある。私がこの岡短から招聘されたときは、100キロ未満交通費なしで、時給は2200円であり、塾・予備校・高等学校と異なりリピートなしの一回きり授業のため、若手のバリバリの研究者・教育者は来る訳がない状態にあったときは若干異なっていた。創設以来暫くは、岡大などの伝手で来ていた非常勤講師はすぐ辞めていた時期である。90年前半頃でも甲南大学から来ていた講師などは、馬鹿馬鹿しいと考えたか非常勤講師室の電話を使い放題で、そちらの方で元を取ろうとしているようにすら見えたくらいである。勿論すぐ辞めた。しかし、97年頃は不況と岡短の賃金がかかなり上がっていたため、私を解雇しても、簡単に代わりが見つかると考えたのであろう。おまけに、専任確約のある人間が岡短専任の年齢制限に近づき、同時に四年制移行直前ではおられたら困ると考えたとしか思えない。客観的にはそうになっている。

更に、97年度に神奈川県にある「機構」本部に直に行き、私の専任確約問題も問い合わせようとするや、第5章に書いた形で上手く阻止されてもいた。

※97年前半に私の貯金は【参考一11】の如く3万円であり、もはや、貢ぐことは不可能となっていた。

上記を読めば結婚詐欺と同一としか分析できない。更に本文全体を読めば分かるように詐欺としか思えない。専任問題以外で、岡短大で受けた被害との類似性から分析すれば詐欺と断定しても良い(第5章等参照)。同一手口での被害が専任確約違反以外でも膨大に岡短で被っているのだから。**結果としての詐欺ではなく、(信じられないのであるが)理論上は計画的詐欺としか、社会学者としては分析できない。裏証できれば詐欺罪の適用を望む。**

ここでの問題は二点ある。第一が専任確約のため、岡短に行くために逆に投資せざるを得なくなり、この貢ぎ費用問題である。具体的な金銭被害と無料サービス労働の提供という両方からなる。結婚詐欺で貢がされたのと同様の手口である。第二が既述の如く、私の貯金が枯渇すると推定された97年度に、恰(あたか)も計画的に岡短を追い出すが如く、第5章で述べる労基法セクハラ人間・MK課長と体当たり偽学生等を刺客として登場させた結果はなっていた。

もし詐欺ではないのならば、私が専任確約の件で問題にするのは、岡短が確約通りに私が専任になれる努力を継続し、事実上の引き留めや招聘にふさわしいレベルで行ったかどうか。更に重要なことは副校長が異動か退職時に後任者にきっちり私の件の引継ぎを行ったかどうか、である。また、不可能と判断したり、撤回する必要があると判断したときには速やかに事情を述べるなど、人間の道義心に従った行動が望まれるが、一切行われていないということである。当時の副校長が辞めるときにはもう知らないとなっていたことはないと信じるが、ポイントは副校長は学校を代表して私に「君を専任にするための最大限の努力をする」と確約したのであり、その責任は岡短及び雇用・能力開発機構が負うべきものである。岡短では私が専任条件で招聘されたことは、一般教科の講師の間では体育の講師以外は当時全員(SM先生のみかKM先生他ほぼ全員)が知っていたはずであり、初代副校長始め、数人の課長はもちろん、他の職員の一定数も、私が招聘されたときには知っていたはずの周知の事項であった。

岡短は二つの側面を持っている。一つは労働省所管であるという側面、もう一つは教育の場という側面である。その場所で、私の人生を台無しにしたのみか、あわや死亡という危機に何度も陥らせた大労基法違反である。しかも、計画的な強制・貢ぎ労働疑惑もある。そこで、**事実経過の調査を厚生労働省及び国会に依頼する。労働省による、労基法違反と絡めた詐欺・人権蹂躪の疑惑が高いため、私は国政調査権発動を要求する。**最低でも国会招致や喚問を当時の「岡短」管理職、「機構理事長」及び労働省事務次官に対して望む。その結果をみて刑事告発をしていただきたい。

再度記せば、他の労基法違反・不法行為の手口と照合分析すると、完全に一定のパターンがあり、そのパターンは各種の詐欺行為との類似が余りに多い。控え目にみても、他の事例との合わせ技で、結果とし

ての詐欺は確定している。ところで、後に述べる映画説・TV説、若しくは誰かの関与があった場合には、計画的な詐欺と百パーセント断定されるのみか、世界を揺るがす大事件・大人権侵害となる。そして、他の事例及び流れから分析すれば、状況証拠より詐欺その物の疑惑が高い。全体を読んでもらえば分かる。

但し岡短には、通常の詐欺同様の、労働者への寄生体質（赤字労働でも当たり前の入権感覚）はあった。労働省関連に恩を売るという目的で、企業などが無料に近い形で社員を講師として派遣していた感触もあったし、先の労働条件では創設から、一定年数は赤字が前提となっていた労働でもある。この側面も否定できないが、それですら社保庁の年金問題同様の大きな問題である。この視点から、拙著『親方日の丸』（現時点では未公開）より、参考までに引用する。引用箇所は斜め字の部分である。

「機構」、「社保庁」などは、既に紹介したミスやシステム不全を露呈し続けている。されどしたたかな物である。何故ならば多方面にわたり、ミスに対しての防御網を確立していた。要するに、責任が誰にあるかを分からないようにする無責任システムの確立である。第一グループ（学校長など）は飾りで責任なし、第二グループ（官僚というキャリア組該当職員・管理職）は3年おきに異動のため、ミスが発覚したときには、別の職場か退職後となり過去のことは私にはもう無関係となる。更に現課長は前課長のしたことで責任なしだそうである。3年間隔異動はそのための転勤かと疑わざるをえない。第三グループ（官僚というノン・キャリア組該当職員）は平か係長止まりが大半であり、第三グループの責任追及は可哀想と世間の同情を買うという見事な無責任体制の構築である。この構造は官僚組織・特殊法人・独立行政法人全体に蔓延し、国の税や保険を溝に捨てても安心構造となっていた。誰の責任か不明にしてしまう構造が構築されているのが、日本の官僚制度の特徴である。当然、偶然ではなく、故意に計画的に創造された体系である。

再度、単位認定権剥奪問題の引き金になった再試問題強要の箇所を読んで貰いたい。特に、岡短の場合には故意にか、若しくは結果として新型詐欺となっており、10年以上に亘る私の人生を奪った。この新型詐欺に一定のパターンがあったため、気になる対比事例を以下記す。

I・O氏「テキスト作成すれば先生にも印税が入り、学校も助かり、生徒も助かるので、オリジナルテキストを作成されたら……」→F氏「市販のにしてください」=では止めようか、念のためFの上司のH課長に聞く「是非自分でお作りください」→H課長が去りF氏が再度「市販のにしたら」→私「職員の見解がバラバラなため、私の専任確約確認も含めて事業団本部で聞いてくる」→MK課長「では製本にしたらいいだろう」。そして簡易製本したが印税どころか原稿料もせず。恰も、「君が作りたかったから作らせた。よって原稿料・賃金・報酬は一切無料」と言わんばかりである。因みに、テキスト——特に『旅に心を求めて』——の相当部分は岡短宣伝用自主教材であった。教材の最後の仕上げに必要な材料（岡短の学校イラスト）は、ある日突然、事務所の入り口に黙っておいてあったというおまけ付きである。

II・83年「是非、専任に」で招聘された→これにより膨大な貢ぎ労働と私財提供→97年MK課長登場と私との確執問題を故意に作らされた後で「専任そんなものなれるわけないだろう」となる。因みに、この言動は97年度であり、岡短が間もなく4年制へと事実上の拡大前であり、もし私が98年度以降もいれば私を専任にせねば、誰が判断しても詐欺罪が確定していた。97年度学生R、SY、MK課長はその前に私を追い出すための刺客の如しである。

要するに、「君、AをしてくれたらBをあげよう」→長期Aをし続け、適当なときに課長などが交替、新課長が「君、勝手にAをしたら駄目ではないか」と怒り、その怒りに任せてBは無しとする。無料且つ貢ぎで膨大な労働を強いる手口である。更にこうした事例がまだあるため、計画的ならば労基法違反よりも刑事犯罪・詐欺罪に該当する。この手を使われると私の労賃は0円のみか、交通費・宿代まで幾らでも自腹で仕事をさせられる。担当者・上司が交代することを利用しての悪質な手口である。労基法違反のみならず明白な詐欺である。分かりやすく幾つか例えを記す。

A「君、優れた会社宣伝用パンフを作ってくれ。そうすれば君にも膨大な原稿料をだすよ」→Aが異動しBが上司「君、勝手にパンフをつくったら駄目じゃないか」と怒鳴った後で「まあ特別に許可してやるので残業でしてくれ」。当然賃金がでると思えば作成後に「君がしたがったのだから残業代も賃金も原稿料もださないよ」。

A「君は優秀なので我が社がスカウトする。ただ数年はパートだよ。だが、サービス労働、自宅労働で必死にやってくれ。そうすれば社長も納得するし絶対に正社員だよ」→膨大な貢ぎ労働→Aの代わりにB登場「正社員、そんなこと知らないよ。第一、君は、もう首だよ」。

部長A「君、会社の仕事である自動車に専念し、仕事後にチームを組み別の自動車用電池を開発してくれ。そうすれば君を僕の代わりにここの工場長にするよ」→膨大な貢ぎ労働と無料労働。しかし後一步で完成。当然研究者ならば最後まで仕上げねば落ち着かなくなる→部長AからBへ交代「君、勝手に自腹とはいえ自動車用電池を会社の設備をつかってしては駄目ではないか。今度やると首だよ。だが君がどうしてもほしいよだから、今度勤務時間は車、残業も車、その後で自動車用電池をつくりたまえ」→そして電池が完成するとBが直前にCと交代し、C「君はリストラで首だよ。自動車用電池は、君がしたがっていたから、つくらせてやったのだよ感謝しろよ。AやBの言ったことは知らないよ。僕はCだよ。だが特許類は会社の規定で会社のものとなる。スレーブ中村氏なら電池ではなくLEDであったが、一定は理解できるであろう」。

これは一種の詐欺であり、これが現実になり蔓延する危険性がある。序章で記したように私は腐った組織に15年間閉じこめられ「未来を見た男である」。そして岡短のケースは私でも信じ難いが、悪魔で理論面に限定して言えば、もはや詐欺と断定しても問題はない。

引継ミスという口実を利用したり、前任者の責任で私は知らぬ型を利用したりすれば、詐欺、労基法違反、組織の機能不全は即座に簡単に蔓延する。未来を見た男（私）がこの警告を99年から政府その他へ送り続け、一般向けにも記している07年6月頃から社保庁問題が類似問題で世間を賑わせている。因みに、私は、10年以上前から現厚生労働省の二大癌として、社保庁（年金）と雇用促進事業団（雇用保険）を批判し続けてきたが、喜んでいいのか悪いのか、その仮説がもう証明の必要性を超え両者で実証された。警告文書を一般国民向けにも急いで出さねばならない。現在、正規労働とパート労働を二分化する新奴隷制度が出現しつつあるため尚更である。原稿を記すのを急がねばならぬ。

{以上、拙著『親方日の丸』（未公刊）、「第5章・親方日の丸型労基法違反と生きる屍、第5節・親方日の丸型行動様式の防御システム」より引用。}

これは計画的詐欺なのか、それとも第2章と第5章で述べる、「機構」の組織構造に根ざすものなのかは不明である。だが、結果として詐欺となっていたことは事実である。同時に、随所に述べる他の類例と併せて考えると、（私にも信じられないのだが、また誰が計画したのかも不明であるが）計画的詐欺の確率が90%を超える。

【参考—13】短大専任確約問合せ状況→問合せが困難であった理由と時期。

(1) 1982年 : 旧高等職業訓練学校から新設・岡山職業訓練短期大学校専任講師として招聘される

(2) 1982～1983年 : 専任確約の件の確認及び打合せ→約三回以上

(3) 1984～1988年 : 1983年中盤→数年待てとのことで3～4年は無理と判断し問合せを保留。

(4) 1988年 : 招聘の仲介に入ったSM先生から、短大に専任確約文書かテープがあると聞き安心し、時期を待つ。

(5) 1989年 : 単位認定権介入、労基法違反により問合せ不可能。ME課長等が替わるのを待つ。
1989～90年? : 病気で気力が抜けると同時に上記の問合せ猶予期間

(6) 1991年か92年 : 学校長への面談・問合せをYT課長に依頼するも拒否される。

(7) 1992年～93年 : 病気の連続で問い合わせ不可能。92年末腹痛再開。93年1月入院。8月父死亡
1993年10月～12月吐血入院。(又YT課長の労基法違反等続出で問合せを遮断される。)

(8) 1995～96年 : 労基法違反及び職員職務怠慢事項により、一部職員と敵対関係を作られ(たと感じ)問合せ不可能

(9) 1997年5月 : MK課長→「専任そんなものなれるわけない」「第一君を首にするは簡単」と明言あり
「機構」本部に行き、テキスト問題のみならず専任確約問題の問合せも巧妙に阻止される

【上記(1)～(9)解説】

【(1)の内容】当時の校長と課長交えての会談

- ①当面法学と経済学をお願いしたいが、英語ももってもらい専任へ(専任枠から言って間違いない)。具体的には経済学半期1齣と法学1齣半期で通年1齣、英語を各クラス別で5齣の計6齣で専任になれるはず。
- ②当初、1983年新設時から専任との話。
但し1984年頃から専任は大丈夫だったかも知れず?ともかく最低でも84年までには専任ということ。
尚、1984年の場合には専任にする交渉を事業団としてゆくという発言はあったはず。

【(2)の内容】①専任は1984年頃になりそう。

- ②英語は5齣でなく2齣となる。経済学と法学は予定通り。
- ③但し私の専任にするための事業団との交渉は行っていく旨確約。

(解説) 非常勤講師ならば駿台を辞められず、専任条件で行くため、法学と経済学を見知らぬ他の講師に委ねる訳にも行かず、私が経済学と法学の講師捜しと、私の専任決定時に再度私に渡して貰う布陣を組む。

【(3)の内容】1983年度出講後に、岡山中学からの専任招聘要請時に当時副校長へ専任の件の問合せ時の返答。

- ①専任の件 1984年頃は中曽根行財政改革の関係で難しく数年間は無理かもしれない。
- ②但し、数年間を過ぎれば理論的に考えてまず専任は大丈夫
- ③同時に、事業団と私の専任への交渉は行ってもいく
- ④この場で、細かい専任の賃金一覧表、また職員住宅の説明及び専任への具体的ななり方。即ち「専任時には採用試験は一応あるが、あると言っても、浜田先生の場合には形式であり、受ければ問題はない（必ず通る）ので気にする必要はない」など。

専任の年齢制限も47歳か48歳が年齢制限であるような話も聞いたように思う。

（解説）私が正規職員の労働条件に不安を感じていると、「機構」職員等の年齢別賃金一覧表を見せられた。そのときに、私が専任・職員等の賃金が安くてびっくりした顔をしてしまった。すると、上記④などで、職員住宅などがあるので……と説得をされた。依って完全に引き留めと解釈した。少なくとも心理的にそう理解し、岡短専任になると決意し、岡中、駿台の専任の口などを棒にふった。確か、私が岡短にいるという結論をだした後で、副校長は「君の一生の問題故に岡中に行くなどは私の口からは言えないが……」となっていたと思う。事実上専任ということで引き留めて、岡短にいるとなった後での言動である。

【(6)の内容】

専任の件で、専任などの決定権を持っている人（通常高等学校などでは人事権は校長が事実上もっているため、当時は岡短学校長と考えたので学校長）への会談要求するも、Y T課長に拒否された。後日、Y T課長から「……単なる一課長の思うこと」前置きをした上で、「少し難しくなってきたのではないですか」のみ言われる。重要なポイントは専任決定権を持っている人物と私は会談を要望したのである。同時に、Y T課長が招聘されたときの確約通りに私が専任になれるように交渉したりしたかどうかである。Y T課長は、私には「単に一課長の思うこと」として言われただけであり、これでは何にもならない。子供の使い以下である。私の一生がかかっているのである。

また、前任の課長及び管理職がY T氏等に引継ぎをしていたかどうか、逆にY T氏は異動の際に次の管理職の人に私への専任確約の引継をしたかどうかである。

ここでポイントは、①次期課長及び校長・副校長等に私の専任確約の引継義務、②事業団に正式に打診する義務とその返答である。なお、私は一課長と確約を交わしたのでなく、岡山短大若しくは事業団と確約を交わしていたことを再度強調しておく。尚この後は、Y T氏の大労基法違反で40万円余り×3年分≒150万円の損失を被ってからは、Y T氏に問合せは事実上不可能となった（同課長は労基法違反をすることにより、専任確約の問合せを遮断した。結果としては完全にそうになっている）。

【(9)の内容】

1997年度課長・MK課長の「専任、そんなものなれる訳ないだろう」について、専任決定権を持つ人物に問い合わせたかどうか、である。ここで二点問題点がある。一つは、岡短が四年制へ移行する直前であり、専任になれる可能性が強くなっていった可能性があるが、MK課長が事業団本部と交渉をしたかどうかである。二つ目は、この言動前に、私がF J氏に「テキストの件で事業団本部に、私が直にゆき、事業団本部の意向を聞いてくる」（同時にそのときに私の専任確約の件も問い合わせる予定でいた）、そのときにMK課長がいきなり口を挟み、上記発言である。依って、事実上、私が事業団本部に私の専任確約を問い合わせることを阻止した結果となっている。

【学校責任】

- ①私を招聘されたSM先生から、岡短に私の専任の確約文書（「若しくはテープ」）が金庫かどこかにあると聞いていた。その有効性はどうなっているか。
- ②私を専任にするとの確約を、頻繁に交代される校長、副校長、課長などの管理職の間で引継ぎがなされたかどうかの確認。万一なされていないときは職務怠慢となり、その責任は重たい。
- ③専任確約をした以上、私を専任にするための事業団との交渉を、どのくらい、どのように過去に行ったか、それを確認したい。万一、適切にしていない場合には、結果として詐欺に該当する。
- ④専任不可能となった時点で、若しくは事実上その危険がでた時点で誠意をもち迅速に私に連絡することをしなかったことへの責任。
- ⑤私の専任確約がどうなったかに対する責任をもった明確な返答がなかったこと。
- ⑥私の専任に関する件について事業団との交渉を継続して行くと確約があったが、何度事業団と交渉を行ったか。
- ⑦MK課長には97年5月頃、口頭で、専任確約でこの短大に来たことを伝えている。次に、98年1月に「辞職伺い」のときにも専任確約の件を伝えている。更に、岡短で受けた労基法違反の件などを記した文書を校長宛に送付している。98年1月も校長との会談をアポイントメントとってすらドタキャンされ、MK課長が会談の場に登場した以上、私の受けた労基法違反、専任確約で招聘された件、病気の件（労災でもある）を事業団と即座に相談したか否か。これらについての回答も受けていない。

【参考—14】：SM氏のプロフィール・1982年に預かった履歴書より

→2016年7月7日追記。プライバシー保護のため、PDF配布では省略。

【2016年7月7日追記】

①政府・主要政党宛への送付は全て実名としていた。しかし、このPDF配布版では、岡短では副校長以上、駿台では部長以上に限定する。それ以外の人名は原則として略号に置き換えた。

②私の書物からの引用は、旧ペーパー版用原稿からである。これらの原稿の一部は、現在、電子書籍で発売中である。なお、電子書籍にするに当たって誤字・脱字類は修正している。しかし、この『恐るべき労基法違反（2016年微修正版）』では、引用は電子書籍版ではなく、昔の原稿版からの引用である。

③電子書籍版の紹介は、私の「安らぎ文庫HP」の中でやっている。下記アドレスが該当する。

<http://h-takamasa.com/service.html>

④専任詐欺の動機としては、最近では以下のこと（『恐るべき労基法違反・呼びかけ文』に記述）を疑っている。該当箇所を、呼びかけ文【2016年追記】から抜粋し、本章の最後に掲載する。

⑤約十年に亘り、被った（恐るべき）労基法違反に関しては第2章以下を参照願いたい。

★★『恐るべき労基法違反・呼びかけ文』から引用★★

【2016年6月追記】専任契約詐欺の目的は私のCM価値利用にあったことを疑う。

岡短・雇用能力開発機構は……今考えると、以下の理由で当初からの詐欺としか思えない。……岡短が私をだまして教壇に立たせたのは、私の金を貢がさせるのみならず、それとは比較にならない大きな計算があったと推定される。それは、事業団（後の「機構」）が世間の批判を浴び、レジャー産業から手を引き、教育産業に軸足を移すため、（全国に約三十校あった）**能開大グループと総合大等労働省系大等学校全体**を成功させる必要があり、私をCMに利用するため、私に目をつけたのであろう。

私は、ひょっとすると『日本のフィクサー・ME』という原稿で記したような陰の力を持っているかもしれないのだから。実際、私が岡短の教壇に立った年は岡短の入学生は定員の七割程度であった。しかも、一般入試では全く集まらず、各種推薦でほぼ全員を通しても、定員割れであった。それが、私が岡短を辞職する九七年度には定員に対して150%もの水増し（合格ではなく）入学となっていた。そこで九七年度には、軌道に乗ったので私がいなくても大丈夫と読み、同時に私が同校にいれば、四年制に移行する直前で専任確約問題が浮上するため、私を辞めさす策動に入ったのであろう。……

拙著『旅に心を求めて一懐かしきの心』（出版順番待ち状態の文献）第1章第2節より抜粋。

次に、私のCM価値らしきものを『旅に心を求めて一不条理編・上』（Kindle、百円）の前書きより抜粋する。

ここでは、過去の旅を振り返った感想を記すだけとする。

一九八八年に石見銀山に行ったとき、観光客とは誰一人出会わず、おまけに銀山跡は電灯どころか整備もされていなかった。当然、銀山の中には入れなかった。その後、石見銀山に五度ほどいった。やがて二〇〇七年六月に世界遺産となった。

今回収録している野麦も同様である。一九八九年野麦峠道中で見た、白川・五箇山が世界遺産となった。私が一九八九年にこの辺りを自家用車で走ったときには観光客の姿はなかった。ただ、珍しい家があるものだと、コンパクトカメラで写真を数枚撮っただけであった。ここも、一九九五年一二月世界遺産となる。

また、二〇〇八年今回の原稿を出版社（小学館と集英社）へ送付した。書物の内容は世間に一部流出したが、残念ながら出版はされなかった。だが知人に何冊か贈呈したり、二〇一三年の中国の旅で知り合った人に送付したりしていた。そして、今回電子書籍で発売することにし、野麦再訪準備に入ると、本年（二〇一四年）四月に、『あ々野麦峠・第一部』のDVDが漸く発売され、続いて本年六月に富岡製紙工場が世界遺産となった。

『あ々野麦峠』のビデオについては、この映画は名作にも拘わらず、本年までDVDどころかビデオも作成されていなかった。第二部は発売されても第一部は手つかず状態にあった。

ただ、残念なことに、二〇一四年は『旅に心を求めて・不条理編（上）』後書きに記した理由で、野麦再訪は中止若しくは延期となった。

広島でも、宮島と平和公園が一九九六年十二月に世界遺産となった。広島については大きなテ

一マが三つ程度あり、それぞれ別の作品で紹介する予定でいる。それが、昨年・本年と広島へ行き続けている理由である。ともかく、私が構想している目的が実現したときに世界は大きく変わるであろう。そのくらいに大きなテーマを、広島・長崎だけでも幾つも抱えている。

長崎も再訪したいのであるが予算の関係で、今は広島だけとしている。もし、長崎にも行き続けられたならば、長崎も世界遺産になるのでは、と思うのは考えすぎであろうか。予算さえあれば、長崎にも行き続けるのであるが。(過去作品化した法隆寺・京都・奈良の解説は省く。高野山・姫路城の件も今は何も書かない。)

ちなみに、私と世界遺産が縁があるのかどうかは不明であるが、松代大本営跡は世界遺産までは無理でも、保存に一役買えたらと思い、尚更、野麦峠再訪を願っている。二〇一四年一月一二日記す。

上記との関連で、その後に行った Fieldwork の気になるもののみ記述する。2014年4月に光市～萩～宮島の旅。すると、2014年から世界遺産の話が持ち上がり、2015年夏に萩が世界遺産となった。なお、2014年夏の野麦再訪は熊問題で延期とし、2015年5月に再訪した。そのときに松代大本営跡にも行ったが、かなりの客が来ていた。私が1989年6月に松代大本営跡を訪問したときはまだ一般公開前で、その翌年から一般公開を開始したそうである。2013年夏広島・宮島、2014年夏広島～岩国、2015年夏広島・宮島～岩国、2016年春にも岩国を訪問した。すると、ケリー国務長官とオバマ大統領が岩国から広島へ入るなど、2016年に岩国も世界の脚光を浴びることになる。

なお、これらは商売での取引先(学校・企業など)にも該当していた。その内容は拙著『2013年の真相』「第1章・MR・習近平、プリーズー中国への旅(中国会談全貌)」の「第1節・訳ありツアー」と「第3節・中国の旅」参照。(2014年作成、後日かなり内容を変えて、フィクション部分をいれ、『日本のフィクサーME・パート2』[フィクション版]として出版予定)に記述している。

なお、如何なることがあれ、詐欺は犯罪であり、同時に、私が受けた被害は甚大かつ長期に及んだことだけが事実である。詐欺とは、簡単に言えば、法学・経済学・英語などの一般教科では最初から専任は不可能と計算した上で、専任を餌に、私をだまして同校の教壇に立たせた疑惑である。この学校の教壇に立った当時、本文に記述している如く、非常勤講師では同校の教壇にたつことはなかったからである。そして、専任問題でややこしくなりかける時期から、私の放逐に入った疑惑である。これらは憶測であるが、論理的に余りに符号している。同時に、専任詐欺抜きでも、膨大な労基法違反・民法違反・各種不法行為の被害を長期受けたことも、本文に詳細に記述している如く事実である。

★★引用終了★★